

第3章 計画の目標

第1節 基本理念

基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の共通認識とすべき事項を示したものです。

御前崎市環境基本条例第3条では、市民の生活基盤である「市域の環境」及び人類の生存基盤である「地球環境」について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受けることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、4つの基本理念を定めています。本計画においても、同条例の基本理念を踏襲して掲げます。

【基本理念】

- 健全で恵み豊かな環境の恩恵を受け、良好で快適な環境を将来の世代へ継承する
- 自然環境に恵まれた地域特性を生かして自然と人との共生を確保する
- 持続的発展が可能な社会を構築するために、すべての者が公平な役割分担の下で自主的積極的に取り組む
- すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を積極的に推進する

第2節 総合計画の将来都市像と望ましい環境像

本計画の上位計画である「第2次御前崎市総合計画」の将来都市像は、「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」であり、この将来都市像を環境面から実現するための望ましい将来像を掲げます。

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本市がこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像の実現を目指します。



【望ましい環境像】

「守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎」



【総合計画の将来都市像】

「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」

第3節 環境目標

望ましい環境像を実現するための柱として環境目標を定め、この環境目標のもとに具体的な施策を展開していきます。環境目標は、御前崎市環境基本条例の第8条に示された「施策の基本方針」を踏まえながら以下の6つの柱としました。



●環境目標1 自然環境の保全と生物多様性の確保

本市は、御前崎の岬や美しい砂丘を代表とする豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は私たちの暮らしや産業の基盤となっているだけでなく、多様な生きものを育む貴重な資源となっています。このような自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性を確保します。

●環境目標2 快適環境の保全と創造

自然とふれあえる環境や公園・緑地、美しい景観、歴史・文化遺産などは、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。このような環境を保全、あるいは新たに創造していくことで、快適な生活空間づくりを推進していきます。

●環境目標3 安全・安心な生活環境の保全

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ化学物質などによる影響のない安全な環境づくりが必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境の保全に努めていきます。

●環境目標4 資源の循環利用

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちに便利で快適な生活を与えてくれましたが、その結果として資源の枯渇や環境への負荷の増大、ごみの増大を引き起こしました。これからは資源の循環利用を図り、循環型社会の実現を目指します。

●環境目標5 地球環境の保全

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを市民一人ひとりが自覚し、地球温暖化防止につながる取り組みを積極的に実践していきます。

●環境目標6 環境教育・環境保全活動の推進

環境問題の解決には、社会経済活動のあり方やライフスタイルを見直すのと同時に、環境保全に向けて積極的に取り組む人づくりが必要です。そのため、市・市民・事業者・滞在者を対象とした環境教育・環境保全活動の推進を図り、人材の育成を図っていきます。

第4節 計画の体系

●計画の体系

望ましい環境像を実現するため、以下の環境目標、取り組みの方向、取り組み項目を掲げます。

望ましい 環境像	環境目標	取り組みの方向	取り組み項目
守ろう 豊かな自然 創ろう 次世代へつなぐまち 御前崎	【環境目標1】 自然環境の保全と 生物多様性の確保	1 きれいな海と川をまもる	①海岸の総合的な環境保全 ②海岸林・海岸植生の保全 ③海岸・河川の美化 ④水産資源の保全・活用 ⑤水資源の保全
		2 緑豊かな森林と農地を まもる	①森林・樹林の保護 ②森林の適正管理と木材の利用促進 ③計画的な農地の保全と基盤の整備 ④遊休農地の活用 ⑤地産地消及び環境保全型農業の推進
		3 多様な生きものと 共生する	①野生動植物の保護・管理 ②外来種等の防除及び飼養動物の適正 管理
	【環境目標2】 快適環境の保全と創造	4 自然・景観・歴史に親しむ	①自然とのふれあいの促進 ②良好な景観形成の推進 ③歴史・文化的遺産の保護及び継承
		5 公園・緑地をまもる	①公園・緑地の整備と適正管理及び促進 ②緑化の推進
	【環境目標3】 安全・安心な 生活環境の保全	6 公害を防ぐ	①公害の防止 ②有害化学物質対策の推進
		7 空気や水をきれいに する	①大気汚染対策の推進 ②悪臭・騒音・振動対策の推進 ③水質汚濁対策の推進
	【環境目標4】 資源の循環利用	8 ごみの減量とリサイクル をすすめる	①計画的な廃棄物対策と適正処理 ②リデュース・リユースの推進 ③リサイクルの推進 ④グリーン購入の推進 ⑤不法投棄対策の推進 ⑥環境美化の推進
	【環境目標5】 地球環境の保全	9 地球温暖化を止める	①総合的な地球温暖化対策・エネルギー 対策の推進 ②省エネルギーの推進と再生可能エネ ルギーの導入・促進 ③環境負荷の少ない交通の普及
	【環境目標6】 環境教育・ 環境保全活動の推進	10 環境を知る・学ぶ・ 活動する	①環境教育・環境学習 ②環境保全活動の推進 ③環境情報の積極的な提供と環境情報 拠点づくり

第4章 主体別の取り組み

●主体別の取り組みとは

取り組みの方向ごとに、環境目標、関連する SDGs の 17 の目標のロゴマーク、数値目標、市の取り組み、担当する主な課、市民・事業者の取り組みを示しています。

このうち、数値目標については、市・市民・事業者・滞在者等の各主体がお互いに協力・連携しながら達成する共通目標を示しています。

また、市が市民・事業者の皆さんとともに推進する取り組みの内容を示すとともに、市民・事業者の皆さんの取り組みの事例を示しています。

市民意見の反映について

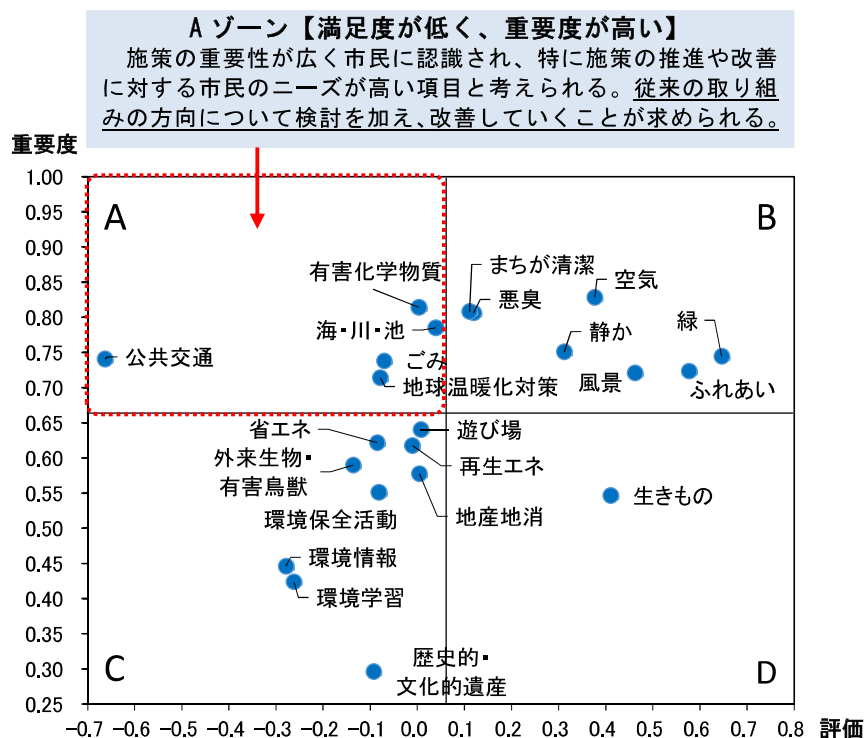
2019（令和元）年度に実施した市民アンケート調査では、市民の皆さんの環境の評価及び重要度についての意向を把握しました。このうち、特に環境の評価が低く、重要度が高いもの（下図の A ゾーン）に含まれる「公共交通」「海・川・池」「ゴミ」「地球温暖化対策」については、本計画の中で取り組み内容の充実を図ります。

■公共交通：「第2次御前崎市道路整備計画 2017-2028」に基づく関連施策を盛り込みます。

■海・川・池：マイクロプラスチックなどの海洋ごみ対策を追加します。

■ごみ：「御前崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づく関連施策を盛り込むとともに、マイクロプラスチックなどの海洋ごみ対策、食品ロス対策についての取り組みを追加します。

■地球温暖化対策：「御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画の第5章に盛り込むとともに、「御前崎市エネルギービジョン」「御前崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく関連施策を盛り込みます。



関連する SDGs



【環境目標 1】自然環境の保全と生物多様性の確保

1 きれいな海と川をまもる

浜岡砂丘や御前崎海岸、3本の二級河川などは、本市の重要な自然資源となっていますが、海岸侵食や松枯れ、海洋ごみの課題があります。そのため、本市では、海岸の総合的な環境保全、海岸林や海岸植生の保全、海岸や河川の美化を推進するとともに、豊かな水産資源や湧水などの水資源の保全・活用を図り、きれいな海と川をまもります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
ウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数	152(H31)人/年	400人/年	600人/年	社会教育課
海岸清掃・緑の少年団参加者数	300人/年	300人/年	300人/年	農林水産課
海岸林整備・ボランティア参加者数	170人/年	200人/年	200人/年	農林水産課
海岸部への不法投棄箇所数	3箇所/年	0箇所/年	0箇所/年	環境課
河川愛護参加人数	3,449人/年	3,500人/年	3,500人/年	建設課

● 市の取り組み

① 海岸の総合的な環境保全

担当課

- ◇ 静岡県海岸保全基本計画と連携し、遠州灘及び駿河湾沿岸の総合的な保全を図ります。
- ◇ 浜岡砂丘を含む遠州灘沿岸の海岸侵食に対し、沿岸自治体が連携して復旧及び保全対策に取り組めるよう国や県に働きかけます。
- ◇ 県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護に努めます。

建設課
農林水産課

管理課

② 海岸林・海岸植生の保全

担当課

- ◇ 市民組織と協働で飛砂防備保安林等の保全に取り組みます。
- ◇ 海岸防風林の松枯れ対策を進めると共に、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境の保全に努めます。
- ◇ 海岸部には、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部固有の植生の形成もあり、市民と協働で保全活動に努めます。

農林水産課

③ 海岸・河川の美化

担当課

- ◇ 河川堤防の草木管理の推進、市民協働による雨水排水の定期的清掃や緑化などに取り組み、良好な河川空間の形成に努めます。
- ◇ 二級河川の河床の浚渫並びに河川堤防の管理など、関係機関に働きかけます。
- ◇ 海岸漂着物などの定期的な除去など管理を進め、美しい海岸を維持します。
- ◇ 美しい海岸環境の保全のため、マリンスポーツ愛好者を中心とした地域、小中学生との協働による積極的な清掃活動を呼びかけます。

建設課

建設課
社会教育課
商工観光課社会教育課
商工観光課

③ 海岸・河川の美化		担当課
◇ 海岸林の美化推進や監視強化により、ごみを捨てにくい環境を作り、ごみのポイ捨て・不法投棄の防止に努めます。		環境課 管理課 農林水産課
◇ 県と連携して、海洋プラスチックごみ防止6R県民運動の啓発に努めます。		環境課
④ 水産資源の保全・活用		担当課
◇ 磯焼け※に伴う藻場の復元に取り組みます。		農林水産課
◇ 静岡県温水利用研究センターと共同でマダイ・ヒラメ・クエなどの栽培漁業を推進し、漁業と観光の振興につなげます。		
⑤ 水資源の保全		担当課
◇ 森林が持つ保水機能を取り戻すため、県に協力して、荒廃森林の再生を進めます。		農林水産課
◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に推進します。		上下水道課

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 御前崎遠州灘県立自然公園の自然環境・景観の保護に協力します。	●	●	●
	◇ 防風林等の植林や松食い虫対策など、市との協働による海岸林の適正管理に努めます。	●	●	
	◇ 海岸浸食に関心を持ち、海岸の現状把握に努めます。	●		
②	◇ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
	◇ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	●	●	
	◇ 防風林等の植林や松食い虫対策など、市との協働による海岸林の適正管理に努めます。	●	●	
	◇ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	●	●	
③	◇ 海岸清掃に積極的に参加します。	●	●	●
	◇ 漂着ごみを減らすため、河川や海岸にごみを捨てません。	●	●	●
	◇ 河川の草刈、雨水排水路の清掃活動に積極的に参加します。	●	●	
	◇ 河川環境の保全活動に関心を持ちます。	●	●	
	◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的行います。	●	●	
	◇ 生ごみや食用油類を家庭排水口へ流しません。	●	●	
④	◇ 磯焼け対策活動協議会の行う藻場の復元に協力します。	●	●	
	◇ 乱獲の防止や魚介の種苗放流など、水産資源の維持保全に取り組みます。	●	●	
⑤	◇ 雨水を地面に戻すため、雨水貯留槽や雨水浸透枳などの積極的利用に努めます。	●	●	
	◇ 風呂水の再利用など節水を心がけます。	●		

●用語解説●

※磯焼け:沿岸の岩礁(磯)に生育するカジメ・サガラメ・テングサなどの海藻の藻場が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。その原因として、海流の変化による水温の上昇や、海藻の生育に必要な栄養分の不足、石灰藻等他の海藻の繁茂、魚類やウニ等の藻食性生物による食害があげられている。磯焼けにより、アワビ等の磯の生物が減少し、漁業に打撃を与える。

関連する SDGs



【環境目標 1】自然環境の保全と生物多様性の確保

2 緑豊かな森林と農地をまもる

森林や農地は、私たちの暮らしや経済活動の基盤となっており、今後も良好な状態で維持していく必要があります。本市では、森林や樹林の適正な管理、計画的な農地の保全と遊休農地の活用、地産地消や環境保全型農業の推進を図り、緑豊かな森林と農地をまもります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
松食い虫被害海岸林・予防面積	55ha/年	55ha/年	55ha/年	農林水産課
エコファーマー認定者数	30人	33人	36人	農林水産課
遊休農地面積	607ha/年	421ha/年	266ha/年	農林水産課
地域で守る農地面積※1	103ha/年	200ha/年	200ha/年	農林水産課
学校給食で使用する食材の地産地消率	26.5%/年	31.0%/年	33.0%/年	学校給食センター

※1：多目的機能支払交付金の対象農用地と集落営農組織などが管理する合算面積

● 市の取り組み

① 森林・樹林の保護

担当課

- ◇ 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。
- ◇ 希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。

農林水産課

② 森林の適正管理と木材の利用促進

担当課

- ◇ 御前崎市森林整備計画に基づき、事業者に対して指導を行います。
- ◇ 山林所有者や市民等と協働で、地域の植生や自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。
- ◇ 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。
- ◇ 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどの未然防止に努めます。
- ◇ 森の力再生事業の積極的なPRに努めます。

農林水産課

③ 計画的な農地の保全と基盤の整備

担当課

- ◇ 農業振興地域整備計画に基づき、計画的な農地の保全及び整備を図ります。
- ◇ 農村環境計画に基づき、環境配慮工法を取り入れた農地の整備及び管理を図ります。
- ◇ 宅地化など農地の無秩序な転用防止のため、都市的土地利用との計画的な調整を図りながら保全に努めます。
- ◇ 新規就農者を積極的に受け入れます。
- ◇ 認定農業者等への農用地の集積や団地化を促進し、生産性の向上を図ります。
- ◇ 生産効率の高い区画の造成や大型機械が対応可能な面的整備を進めます。
- ◇ 人・農地プランを整備し、農地の担い手確保を図ります。

農林水産課

④遊休農地の活用	担当課
◇ 市民農園、体験農園等を視野に入れながら、集落地の遊休農地の有効活用等農地の多面的な利用を促進します。 ◇ 人・農地プランを活かし、遊休農地の減少に取り組みます。 ◇ 農地の利用状況調査・意向調査で把握した、「貸し出し可能な遊休農地」を地図化し、希望者への積極的な提供に努めます。	農林水産課
⑤地産地消及び環境保全型農業の推進	担当課
◇ 地産地消を推進するため、農水産物直販施設の充実を図ります。 ◇ 農産物販売促進施設として、道の駅やあらさわふる里公園の有効活用を進めます。 ◇ 地産地消の促進のため、イベント等で市の農産物を積極的にPRします。 ◇ 環境にやさしい栽培技術の確立と普及を図ります。 ◇ 有機 JAS やエコファーマー※の認定取得を支援します。 ◇ GAP 認定の取得を支援します。	農林水産課
◇ 地場産品を使った献立を考案し、健康講話などの機会を捉えて地産地消の普及に努めます。	健康づくり課
◇ 地場産品を使用した学校給食の提供に努め、地産地消を推進します。	学校給食センター

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。	●		
	◇ 海岸防災林の間伐や下草刈り、枝払い、植樹に協力します。	●		
②	◇ 間伐や下刈り、植林、竹林管理などに協力します。	●	●	●
	◇ 森林所有者は森林荒廃防止のため保全と適正管理に取り組みます。	●	●	
	◇ 森の力再生事業を活用します。	●	●	
③	◇ 農村環境計画に基づき環境に配慮した農地の整備・保全を行います。	●	●	
	◇ 人・農地プランの話し合いに積極的に参加します。	●		
④	◇ 遊休農地を希望者に提供できる制度を活用します。	●	●	
	◇ 遊休農地に草花などを植え、荒廃を防止します。	●	●	
	◇ 市民農園を積極的に活用します。	●		
⑤	◇ 地元産の農水産物を積極的に購入します。	●	●	●
	◇ 生産者は有機 JAS やエコファーマーの認定を積極的に取得します。	●	●	●
	◇ 消費者は有機 JAS やエコファーマーの認定のある農作物を積極的に購入します。	●	●	
	◇ 直販施設などは積極的に地元産の農水産物を販売します。	●	●	
	◇ 農業従事者は GAP 認定を積極的に取得します。	●	●	

●用語解説●

※**エコファーマー**：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事に提出し、都道府県知事によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

関連する SDGs



【環境目標 1】自然環境の保全と生物多様性の確保

3 多様な生きものと共生する

本市の生物環境には、絶滅の可能性のある種や外来種の拡大、野生鳥獣による被害などの課題があります。本市では、野生動植物の保護・管理、外来種等の防除、飼養動物の適正管理を行い、多様な生きものと共生するまちをつくります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
アカウミガメふ化率	37.8%/年	40%/年	50%/年	社会教育課
飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数*	1,528 件	2,100 件	2,600 件	環境課

*2007（平成 19）年度からの累計

● 市の取り組み

①野生動植物の保護・管理	担当課
◇ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、生物の多様性を確保します。	農林水産課
◇ 市内で確認されている貴重な動植物の情報を蓄積し、提供します。	
◇ 御前崎市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣対策を行います。	社会教育課
◇ 天然記念物の保護を行います。	
◇ 比木賀茂神社社叢の草木管理等への積極的支援を行います。	
◇ 比木賀茂神社社叢の遊歩道修繕など環境整備を行います。	
◇ 市指定天然記念物の樹木の保護等のため、所有者の申請により補助します。	管理課
◇ アカウミガメ及びその産卵地の監視とアカウミガメの人工ふ化、放流などを行います。	
◇ アカウミガメが産卵しやすい海岸環境維持のため啓発看板設置や監視の強化を行います。	
◇ 御前崎遠州灘県立自然公園内における指定動植物の捕獲・採取の規制を徹底します。	環境課
◇ 野良猫（地域猫を含む）の繁殖を防ぐため、避妊去勢手術の実施や動物遺棄禁止等を啓発します。	
②外来種等の防除及び飼養動物の適正管理	担当課
◇ 特定外来生物*の分布などの情報を収集し、駆除を含む適切な処置と啓発に努めます。	農林水産課
◇ 猫の適正な飼養の確保及び繁殖防止を目的として飼養者に対して、避妊去勢手術の実施を積極的に啓発します。	環境課

●用語解説●

※特定外来生物：「外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
	◇ 野生鳥獣による農業被害等の低減のため、森林や農地の適正管理など、未然防止の取り組みを行います。	●	●	
	◇ 貴重な動植物について学び、無用な捕獲や採取などはしません。	●		●
	◇ 野生動植物の生息生育地にはむやみに立ち入りません。	●		●
	◇ アカウミガメの産卵・放流観察会などに積極的に参加し、アカウミガメについて学びます。	●		●
	◇ ホタルの保全活動や観察会に積極的に参加します。	●		
	◇ ビオトープづくりに取り組みます。		●	
②	◇ 特定外来生物などの持ち込みや、野外に放つことはしません。	●	●	●
	◇ ペットを捨てたり、野生生物に餌を与えたりしません。	●		●
	◇ 飼養許容頭数を超えた飼い猫の繁殖を抑制します。	●		



アカウミガメ

2014（平成26）年4月、アカウミガメが「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく「希少野生動植物」に追加指定されました。捕獲、採取、殺傷又は破損させることが禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。なお、アカウミガメは、静岡県版レッドリストの中で最も絶滅の可能性が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されています。そのため本市では、アカウミガメの卵の保護や海岸の清掃活動、観察会などの実施などにより、アカウミガメの保護を行っています。



アカウミガメの卵の保護



海岸清掃



アカウミガメの放流

関連する SDGs



【環境目標 2】快適環境の保全と創造

4 自然・景観・歴史に親しむ

本市には、豊かな自然環境やすばらしい景観、古く価値のある歴史・文化的遺産などが数多くあります。本市では、自然とのふれあいの促進や良好な景観形成、歴史・文化的遺産の保護・継承などにより、自然・景観・歴史に親しめるまちをつくります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
里山地区観光客数	484,586 人	537,400 人	570,400 人	商工観光課
指定文化財数	32 件	35 件	38 件	社会教育課
文化財案内板設置数	89 基	92 基	95 基	社会教育課

● 市の取り組み

① 自然とのふれあいの促進

担当課

- ◇ 自然とふれあえる施設等のネットワーク化や魅力ある施設の充実を図ります。
- ◇ 御前崎市観光基本計画に基づき、豊かな海と里山を活かした観光振興を図ります。
- ◇ 御前埼灯台周辺の遊歩道の維持管理に取り組みます。
- ◇ 自然と歴史が融合する「桜ヶ池公園」の管理を行います。
- ◇ 富士山静岡空港との近接性を活かし、他では見られない風景と新鮮な食材を活かした観光振興エリアとして、外国人観光客の宿泊誘致を図ります。
- ◇ 砂丘の保全林や遊歩道の景観を維持するため適切に管理します。

管理課
商工観光課

商工観光課

管理課

② 良好な景観形成の推進

担当課

- ◇ 景観に対する意識を高め、市民協働による美しい御前崎市づくりを目指します。
- ◇ 案内看板や防護柵などの設置の際、自然景観と調和した色彩の配慮に努めます。
- ◇ 静岡県屋外広告物条例に基づいた広告物の規制や意識啓発を行います。
- ◇ 御前崎遠州灘県立自然公園の景観を保全します。
- ◇ 市内の美しい景観を映像やインターネットなどによって PR し、観光振興に活用します。
- ◇ 道路沿いや河川堤防などの草の除去を行います。

都市政策課

管理課
商工観光課

商工観光課

建設課

③ 歴史・文化的遺産の保護及び継承

担当課

社会教育課

- ◇ 国・県・市指定の文化財の管理・保護を行います。
- ◇ 先人の遺産を記録として残し、文化財保護の愛護意識を高めます。
- ◇ 文化財の保護を図るため、展示会や地域を学ぶ講座を開催します。
- ◇ 地域に残されている民俗行事の継承を図ります。
- ◇ 地域の史跡を活用した御前崎「自然と歴史の道」のネットワーク化を図ります。
- ◇ 歴史的・文化的遺産についての説明看板を整備します。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 自然とのふれあい体験ができる場所づくりに努めます。	●	●	
	◇ 積極的に外出し、自然とのふれあいを楽しみます。	●		●
	◇ 自然観察会に参加します。	●		●
	◇ 事業所の緑地やビオトープを市民に開放するよう努めます。		●	
②	◇ 景観計画策定や事業の推進に協力します。	●	●	
	◇ 家や工場などを新築・改築する際には、色彩や形状などを景観に配慮するよう努めます。	●	●	
	◇ 遊休農地の拡大防止に努め、農地の適正な保全・管理に取り組めます。	●	●	
	◇ 道路沿いや河川堤防などに繁茂した草の除去に協力します。	●	●	
	◇ 遊休農地などへ景観作物等の栽培に積極的に取り組みます。	●	●	
	◇ 看板等の設置の際は、屋外広告物の法令等を遵守します。		●	
③	◇ 次世代へ伝統工芸などを引き継ぎます。	●	●	
	◇ 地域の歴史・文化的遺産を活用した地域づくり・人づくりに取り組みます。	●	●	
	◇ 子どもに伝統文化や民俗風習を引き継ぐため、地域の祭りや催事などに親子で参加します。	●		
	◇ 文化財を活用した展示会や地域を学ぶ講座に積極的に参加します。	●		



水と親しむサーフィン



御前埼灯台の景観



海の男の祭「だっくら」

関連する SDGs



【環境目標 2】快適環境の保全と創造

5 公園・緑地をまもる

本市には、八千代公園、あらさわふる里公園などの公園が整備されており、散策や憩いの場などとして、地域に潤いと安らぎの場となっています。本市では、今後も公園・緑地の整備や適正管理に努め、緑豊かなまちをまもります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
グリーンバンク申請団体数	55 団体/年	55 団体/年	55 団体/年	管理課
ガーデンシティ事業参加数	5 団体/年	5 団体/年	5 団体/年	都市政策課

● 市の取り組み

①公園・緑地の整備と適正管理及び利用促進

担当課

- ◇ 自然を活かした総合公園の整備を図るため、事業計画の検討を行います。
- ◇ 公園等の適正管理に努め、施設の安全及び事故防止を徹底し、美しい景観を維持します。
- ◇ 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。
- ◇ 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理の充実に努めます。
- ◇ 公園利用のマナー向上のため、啓発看板や防犯カメラの設置を推進します。
- ◇ 公園は多面的な利用ができるよう、市民の主体的管理を勧奨します。
- ◇ 浜岡総合公園・御前崎中央公園の適正な維持管理を継続します。

都市政策課

管理課

管理課

社会教育課

②緑化の推進

担当課

- ◇ グリーンバンクなどの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。
- ◇ 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。
- ◇ 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。
- ◇ 市民や事業者に対して、土地利用事業の適正化に関する指導要綱により、緑化の推進を勧奨します。

管理課

各課

商工観光課

都市政策課



● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ マナーを守って公園を利用します。	●		●
	◇ 積極的に公園を利用します。	●		
	◇ 身近な公園の維持管理に積極的に参加します。	●		
	◇ 地元団体の植生管理に積極的に参加します。	●		
②	◇ 自宅の庭や、敷地内の空きスペースなどへ花木を積極的に植栽します。	●	●	
	◇ 事業所の緑地やビオトープを市民に開放するよう努めます。		●	



公園や街路樹のはたらき

「公園」には、隣近所にあるおなじみの広場のようなものから、多くの市民が集まるような大規模な公園まで、規模や設備もいろいろあります。また、憩いの場となるような公園から、運動をするための公園など、公園の性格もさまざまです。さらに、環境保全、景観の向上、公害や災害を防ぐ目的でつくられる公園もあります。

また、道路沿いに植栽される街路樹には、単に見た目がよく気持ちが安らぐといったことにとどまらず、大気の浄化や二酸化炭素の吸収による地球温暖化対策につながる機能が期待されています。また、緑陰を形づくり、ヒートアイランド現象が緩和されたり、防風効果もあります。



あらさわふる里公園



高松緑の森公園

関連する SDGs



【環境目標 3】安全・安心な生活環境の保全

6 公害を防ぐ

本市には、悪臭や水質汚濁に対する公害苦情が寄せられているほか、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度が環境基準を超えている地点があります。本市では、公害の未然防止や速やかな苦情処理、有害化学物質対策の推進などにより、公害のないまちをつくります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
公害苦情件数(大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭)	13 件/年	0 件/年	0 件/年	環境課
公害防止協定(環境保全協定)締結社数	40 件	42 件	45 件	環境課

● 市の取り組み

① 公害の防止

担当課

- ◇ 該当事業所に対しては、県と連携して水質・大気・悪臭・ダイオキシン類などの環境調査を定期的の実施し監視します。
- ◇ 環境調査結果を基に、事業所への立ち入り調査・指導などを実施します。
- ◇ 公害の未然防止のため、事業所と環境保全協定の締結に努めます。
- ◇ 過去に事業所と締結した公害防止協定及び環境保全協定を見直し、現状に即した内容への更新を進めます。
- ◇ 公害苦情に対しては、原因解決を目指して努力します。
- ◇ 水質汚濁防止のため、合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に推進します。
- ◇ 企業を工業用地に誘導することで、環境悪化を未然に防ぎ、公害発生防止などの指導を行います。

環境課

上下水道課

企業港湾室

② 有害化学物質対策の推進

担当課

- ◇ 野焼きの禁止や焼却炉の使用・管理について啓発に努めます。
- ◇ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する事業所に対し、県と連携し、測定結果報告書の提出を指導します。
- ◇ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)※の届出要件に該当する事業者に対し、適正に届出が行えるよう県と連携して周知します。

環境課

● 用語解説 ●

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR 法):1999(平成11)年7月に制定された、有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 地域の環境に関心を持ち、公害発生時には市へ報告します。	●	●	
	◇ 近隣同士の課題には地域で話し合い、住民同士の自己解決に努めるよう心がけます。	●		
	◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に行います。	●	●	
	◇ 生ごみや廃食用油類を家庭排水口へ流しません。	●		
	◇ 排ガス、排水、廃棄物などの環境負荷への管理を徹底し、公害を未然に防ぎます。		●	
	◇ 住民等からの公害苦情には真摯に対応し、その原因を究明し、問題の解決に向けた対策を講じます。		●	
②	◇ 窒素肥料の使用量を削減します。	●	●	
	◇ 農薬や洗剤などの使用量を減らします。	●	●	
	◇ 減農薬に努めます。	●	●	
	◇ PRTR 法を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。		●	

公害苦情

市では、水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音、振動公害に関する苦情についてできるだけ迅速に対処し、解決に向けて最大限努めています。しかし、公害の発生原因は工場や事業所のみならず家庭生活と密着したものが多く、お互いの思いやりが欠如しているのが原因となっているものもあります。このような問題は地域で話し合い、住民自身で解決していくことが望ましいです。公害において生活に著しい被害を受けている方は、市役所環境課までご相談ください。

野焼き

屋外でのごみの焼却行為（野焼き）は法律により禁止されています。ドラム缶を使ったり、ブロックを積んだり、穴を掘ったりしてごみを燃やす場合も野焼きになります。市役所には、「においがよくない」、「煙で、窓が開けられない」、「洗濯物ににおいがつく」等の苦情や相談が多く寄せられています。

野焼きは、煙、すす、悪臭によって、周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因にもなります。また、火災を引き起こす可能性もあります。そのため、廃棄物処理法や悪臭防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例でも、野焼きは禁止しています。

家庭から出るごみは、御前崎市の分別ルールを守って、ごみステーションに出してください。また、保全センターへ直接持って行くことでも処分できます。また、農作業で出るごみは、一部の例外として、やむを得ない焼却は認められていますが、周辺に迷惑とならない範囲で行うことが条件となります。畑から出た草や木類は、基本的に環境保全センターで処分できます。

関連する SDGs



【環境目標 3】安全・安心な生活環境の保全

7 空気や水をきれいにする

本市には、悪臭や水質汚濁で基準値を超過する地点が一部みられます。本市では、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁に関する調査や発生源への指導などの対策を総合的に推進し、空気や水がきれいなまちをつくります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
臭気指数による基準値超過 地点数	7 地点中 4 地点/年	7 地点中 0 地点/年	7 地点中 0 地点/年	環境課
市内河川 BOD*の B 類型基準 超過地点数	29 地点中 9 地点/年	29 地点中 0 地点/年	29 地点中 0 地点/年	環境課
生活雑排水処理率	83%/年	92%/年	96%/年	上下水道課

*上半期・下半期調査のうち、BOD の高い値を採用する。

● 市の取り組み

① 大気汚染対策の推進

担当課

- ◇ 光化学オキシダントには県と連携し、注意報など遅滞なく注意喚起に努めます。
- ◇ 微小粒子状物質 (PM2.5) には県と連携し、遅滞なく注意喚起に努めます。
- ◇ 大気汚染物質の排出事業所には、その排出抑制や削減に県と連携して指導・助言を実施します。
- ◇ 国県道の更なる整備を働きかけ、交通ネットワークの強化を図ります。
- ◇ 市道の整備を積極的に推進し、交通ネットワークの充実を図ります。

環境課

建設課

② 悪臭・騒音・振動対策の推進

担当課

- ◇ 悪臭防止法に基づき、定期的な臭気の測定を実施します。
- ◇ 悪臭が発生する事業所には、臭気指数の規制の徹底を図ります。
- ◇ 悪臭が発生する事業所には、専門機関による調査と問題の解決に向けた施策を立案・実施します。
- ◇ 悪臭が発生する事業所に対し必要に応じて行政指導を実施します。
- ◇ 事業所の新增設や苦情発生の際、騒音・振動に係る指導を徹底します。
- ◇ 騒音・振動の発生が少ない次世代自動車の導入を推進します。
- ◇ 道路構造による自動車等の走行時騒音・振動の発生要因を低減します。

環境課

各課

建設課

③ 水質汚濁対策の推進

担当課

- ◇ 一般廃棄物処理基本計画に基づいた計画的な生活排水処理を行います。
- ◇ 公共下水道全体計画に基づいた計画的な下水道整備を行います。
- ◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に推進します。
- ◇ 下水道施設の維持管理に努め、安心して生活できる環境を維持します。
- ◇ 個別処理対象地域の住宅への合併浄化槽設置費を補助します。
- ◇ 家庭から出る使用済みや期限切れの食用油を回収します。

上下水道課

環境課

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 野焼きなどごみの屋外焼却を行いません。	●	●	●
	◇ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）※の被害にあわないよう行動します。	●	●	●
	◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車を検討します。	●	●	
	◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを徹底します。	●		●
	◇ 社員や搬入業者にアイドリングストップを徹底します。		●	
	◇ 外出時には公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。	●		
	◇ 大気環境への負荷の少ない施設・設備の導入を推進します。		●	
	◇ 老朽施設の適正更新や使用燃料の改善等により、大気汚染の未然防止を図ります。		●	
②	◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブにより、自動車等の走行時騒音・振動を抑制します。	●	●	●
	◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの走行時騒音・振動の少ない車両を検討します。	●	●	
	◇ 生け垣などの植生による騒音・振動の低減を推進します。	●	●	
	◇ 近隣に迷惑となるような騒音・振動を出さないように心がけます。	●	●	
	◇ 悪臭に関心を持ち、臭いが気になった場合は市へ相談します。	●		
	◇ 車両等の騒音・振動が増すような違法改造をしません。	●		
	◇ 臭気指数による規制値を遵守します。		●	
	◇ 悪臭物質の発生が少ない原材料を選択します。		●	
	◇ 製造工程等で悪臭が外部に漏れないように作業場を密閉化します。		●	
③	◇ 脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去します。		●	
	◇ 生ごみや食用油類を家庭排水口へ流しません。	●		●
	◇ 合併浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に行います。	●		
	◇ 合併処理浄化槽の清掃・点検を定期的に行います。	●		
	◇ 農薬や洗剤などの使用量を減らします。	●		
	◇ 風呂水の再利用などに心がけます。	●		
	◇ 排水処理設備の適正管理を図ります。		●	
	◇ 水質汚濁物質が発生する作業や工程を見直し、負荷量を減らします。		●	

●用語解説●

※微小粒子状物質(PM2.5):大気中に浮遊している 2.5 μ m 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた 10 μ m 以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため(髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

関連する SDGs



【環境目標 4】資源の循環利用

8 ごみの減量とリサイクルを進める

本市ではごみ総排出量は減少傾向にあるものの、1人1日あたりごみ発生量は県平均よりも多くなっています。また、不法投棄や海岸ごみの問題もあります。そのため、ごみの減量・再利用・再資源化の推進のほか、グリーン購入、不法投棄対策、環境美化の推進を図り、ごみの少ないまちを目指します。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
1人1日当たりごみ排出量	941g /日・人/年	895g /日・人/年	850g /日・人/年	環境課
マイバッグ持参率	88.7%/年	90%/年	95%/年	環境課
給食の残さい率	2.8%/年	1.5%/年	1.4%/年	学校給食センター
不法投棄箇所数	68箇所/年	30箇所/年	0箇所/年	環境課
不法投棄監視パトロール実施回数	95回/年	95回/年	95回/年	環境課
道路愛護参加人数	3,199人/年	3,200人/年	3,200人/年	建設課
ごみゼロ運動の参加者数	6,057人/年	7,000人/年	8,000人/年	環境課

● 市の取り組み

① 計画的な廃棄物対策と適正処理

担当課

- ◇ 一般廃棄物処理基本計画に基づいた計画的な廃棄物の減量・リサイクル、適正処理を行います。
- ◇ ごみ集積所での回収を円滑に行うため、ごみ収納施設の整備を推奨します。
- ◇ ごみ出しルールについて、市民や滞在者への周知徹底を図ります。
- ◇ 町内会管理のごみ集積所の管理あるいは監視について町内会への指導を実施します。
- ◇ ごみ出しルールや散乱防止の指導について町内会を通じて啓発活動を実施します。
- ◇ 排出事業者のごみの分別・リサイクルを徹底させるため、ごみ焼却施設において展開検査※を実施します。
- ◇ ごみ焼却施設の老朽化に対応するため、牧之原市及び牧之原市御前崎市広域施設組合と施設の延命化及び更新について検討します。

環境課

● 用語解説 ●

※展開検査:ごみ収集車で搬入された燃やすごみに、不適物が混ざっていないかを調べるもの。

②リデュース・リユースの推進	担当課
◇ 日常生活から大量の廃棄物が出ている現状を見直し、市・市民・事業者それぞれが実施できるごみの減量化対策に取り組みます。 ◇ マイバッグ運動を積極的に推進します。 ◇ 市内店舗におけるレジ袋削減意識の拡大に努めます。 ◇ マイクロプラスチックなどの海洋ごみの削減に向けた啓発を行います。 ◇ 住宅耐震化の補助により、災害ごみの発生を抑制します。 ◇ 健康講話の際には、食品ロスの削減を推進します。 ◇ 食育指導により、学校給食の残さいの削減に努めます。 ◇ 廃棄物の削減を意識した物品の購入・使用を徹底します。 ◇ 庁内の用紙使用量を削減します。 ◇ イベント時の配布・販売物の過剰包装を抑えます。	環境課 都市政策課 健康づくり課 学校給食センター 各課
③リサイクルの推進	担当課
◇ 外食産業やスーパー等でのリサイクル活動を推進します。 ◇ 従来、営業、生産活動において廃棄されていた排出物の有効活用を検討し、資源化率の向上に取り組みます。 ◇ 県と連携し、食品ロス削減のための啓発を行います。 ◇ 資源物を回収する活動を推奨します。 ◇ 生ごみ削減のため、家庭用生ごみ処理機器の購入を推奨します。 ◇ 市民を対象に出前ごみリサイクル教室を行います。 ◇ 浜岡地区、御前崎地区2箇所にて資源拠点回収を継続します。 ◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収した後に、回収した食用油を民間企業において精製し、軽油の代替燃料（バイオ・ディーゼル燃料）として利用するように、リサイクルを推進します。 ◇ ごみの分別・リサイクルが適切に行えるよう、排出事業者に指導します。 ◇ 下水道汚泥を堆肥化し、リサイクルを推進します。 ◇ 公園の剪定枝や落ち葉などの資源化に努めます。 ◇ 食品ロス削減のために、フードドライブ事業を推進します。 ◇ 建設リサイクル法の届け出が、適正に行えるよう周知します。 ◇ 建設発生土、コンクリートガラ、アスファルトガラのリサイクルを推進します。 ◇ イベント時には分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努めます。 ◇ イベント時にはリサイクル商品を積極的に活用し、来場者に啓発します。	環境課 上下水道課 管理課 福祉課 都市政策課 各課
④グリーン購入の推進	担当課
◇ 環境に配慮したグリーン購入※を推進します。	各課

●用語解説●

※**グリーン購入**：製品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。

⑤ 不法投棄対策の推進

担当課

- ◇ 不法投棄の市内巡回パトロールを実施します。
- ◇ 町内会による不法投棄の監視を推進します。
- ◇ ごみ不法投棄を防止するため、不法投棄防止ネットの支給を行います。
- ◇ マナー向上の立て看板を貸出します。
- ◇ 不法投棄が多い箇所への、監視カメラの設置を推進します。
- ◇ 不法投棄防止の啓発活動を行います。
- ◇ 不法投棄の温床撲滅のため、市民協働でごみを捨てにくい環境を作ります。

環境課

各課

⑥ 環境美化の推進

担当課

- ◇ 地域の環境美化の推進を図り、ごみを捨てにくい環境を整備します。
- ◇ ごみゼロ運動への積極的な参加を推進します。
- ◇ 環境美化運動などのボランティア活動を支援します。
- ◇ スクラムグッドマナー運動を推進します。
- ◇ 地域住民や美化活動団体との協働で道路の定期的清掃や緑化などを推進します。

環境課

学校教育課

社会教育課

建設課

ごみの分別の仕方やカレンダーを確認できる Web 型アプリ「5374.jp」

市内の地区ごとのごみ出し日とごみの分別方法を簡単に確認することができる Web 型アプリが完成しました。このアプリは、スマートフォン、タブレット、パソコン等で、ネットワークに接続されている環境で取り扱うことができ、非営利団体「Code for Kanazawa」が提供するオープンソースの Web 型アプリケーションです。今回、御前崎市と島田商業高等学校が共同し、「5374.jp アプリ御前崎市版」に編集しました。インターネットに接続できる環境があれば、誰でもすぐにお使いできます。



島田商業高等学校の生徒

マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは、海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子のことで、大きさが 5mm 以下のものを指します。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる繊維、また研磨材として使用されてきたマイクロビーズなどが含まれます。これらのマイクロプラスチックは、無意識のうちに生物の体内に取り込まれているという研究報告があります。そのため、使い捨てプラスチック製品の削減やプラスチック以外の素材への転換などが求められています。



マイクロプラスチック

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ ごみの分別収集方法を守ります。 ◇ 町内会の環境美化推進員として参加します。 ◇ 事業所から発生するごみを適正に処理します。	● ●	●	
②	◇ 買い物袋の持参を励行し、レジ袋の削減に協力します。 ◇ 適量購入に努め、ごみの発生を抑制します。 ◇ 適切な点検修理により製品を長持ちさせる努力をします。 ◇ 使い捨て製品の購入を控え、詰め替え商品を優先的に購入します。 ◇ 使い捨て製品の製造・販売を見直し、詰め替え商品に代替します。 ◇ マイバッグ運動を推進し、レジ袋の削減を図ります。 ◇ 長寿命製品の開発・製造を目指し、修理やアフターサービスに努めます。	● ● ● ●	● ● ●	● ●
③	◇ 古紙等の地域資源回収、ペットボトルなどの拠点回収に協力します。 ◇ 生ごみ処理機・コンポストを活用し、生ごみの堆肥化や減量化に取り組みます。 ◇ ビニール・プラスチック類（プラマーク）の分別を徹底します。 ◇ 廃食用油のリサイクルに協力します。 ◇ 出前ごみリサイクル教室を活用してごみについて学びます。 ◇ 分別とリサイクルを徹底し、ごみの排出ゼロを目指す、ゼロエミッションの実現に協力します。 ◇ 分別や資源化のしやすい製品を開発・製造・販売を目指します。 ◇ フードドライブ※事業に協力します。	● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ●	
④	◇ エコマークなどを参考に環境に配慮した製品やサービスを選びます。 ◇ エコラベル製品などを積極的に開発・製造・販売します。	●	●	●
⑤	◇ 不法投棄物の清掃に協力します。 ◇ 不法投棄の正しい法律知識を身につけます。 ◇ 不法投棄防止のため、ごみを捨てにくい環境を作ります。 ◇ 不法投棄の監視に協力します。 ◇ 事業所から発生するごみを適正に処理します。	● ● ● ●	● ● ● ●	● ●
⑥	◇ クリーン作戦やアダプトプログラム※などの環境美化活動に積極的に参加します。 ◇ ごみのポイ捨て禁止やペットの糞の処理を徹底します。 ◇ スクラムグットマナー運動に参加します。 ◇ ごみ集積所の適正な管理を行います。	● ● ● ●	●	●

●用語解説●

※**フードドライブ**:各家庭で余った食品を集め、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。

※**アダプトプログラム**:市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園などの里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

②省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入・促進	担当課
◇ 家庭・事業所での二酸化炭素の排出削減に向けて省エネ情報や事例などの提供を行います。	エネルギー政策課 環境課
◇ エネルギーに関する教育・学習機会や情報提供の充実を図ります。	エネルギー政策課 学校教育課
◇ 二酸化炭素排出量の多い市の施設から優先的に省エネ診断及び改修を行います。	財政課 各課
◇ 市の施設への LED 照明の導入、高効率空調（インバーターやヒートポンプ式の空調設備）の導入、燃料転換、建築物の省エネ化、上下水道等の温室効果ガス排出抑制策、ESCO 事業の検討などを行います。	
◇ 道路照明灯や公共施設照明灯の LED 化を図ります	
◇ 家庭における二酸化炭素の排出削減・抑制のため、うちエコ診断などを環境月間やイベントなどで普及します。	
◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収した後に、回収した食用油を民間企業において精製し、軽油の代替燃料（バイオ・ディーゼル燃料）として利用するように、リサイクルを推進します。	
◇ 地域産業での再生可能エネルギーの活用を図ります。	エネルギー政策課
◇ 次世代住宅（スマートハウス、ZEH）の普及を図ります。	
◇ 海洋エネルギー活用や小水力発電など、新たなエネルギーシステムの開発を検討します。	
◇ 公共施設や観光施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、その具体的な効果を発信します。	
◇ 太陽光発電や風力発電に伴う無秩序な開発を防ぐため、ガイドラインの周知や指導などにより、再生可能エネルギーの導入の適正化を図ります。	
◇ 自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電システム、次世代自動車の活用などにより、低炭素で災害に強いエネルギーシステムの導入を図ります。	
◇ 新エネルギー・省エネルギー機器の設置を推奨します。	
◇ 全国の実証実験の事例などを踏まえて、環境負荷の小さい超小型モビリティ（電気自動車）の普及を図ります。	
◇ 住宅のリフォームによる省エネ化・長寿命化などを推進します。	
	都市政策課

●用語解説●

※ESCO 事業:ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

※ZEH(ネットゼロエネルギーハウス):建物の壁などの高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間のエネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

③環境負荷の少ない交通の普及

担当課

- ◇ イベント時に公共交通機関の利用を推奨します。
- ◇ 市単独及び周辺自治体と共同で、自主運行バスの運転を行います。
- ◇ 交通結節点やバス停周辺の整備を行い、持続性に配慮した運行サービスを検討しバスの利用促進を図ります。
- ◇ 地域の特性に応じた持続可能な移動手段の確保を図ります。
- ◇ 安全で快適な歩行者空間を確保します。

- ◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを推進します。
- ◇ 公用車には燃費効率の良いハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の積極的な導入を図ります。
- ◇ 通勤は、自転車、徒歩を推奨し、環境に対する意識啓発を行います。

各課

企画政策課

建設課

都市政策課

各課

財政課

総務課



エコドライブ

エコドライブとは、「環境に配慮した自動車運転」のことです。具体的には、やさしい発進を心掛けたり、不要な荷物を積まないようにすることで、燃料の節約に努める運転です。地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながります。

【エコドライブ 10 のすすめ】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① ふんわりアクセル「e スタート」 | ⑥ 暖機運転は適切に |
| ② 加減速の少ない運転 | ⑦ 道路交通情報の活用 |
| ③ 早めのアクセルオフ | ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| ④ エアコンの使用を控えめに | ⑨ 不要な荷物を積まずに走行 |
| ⑤ アイドリングストップ | ⑩ 駐車場所に注意 |

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車（水素自動車）、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼びます。国は、新車販売に占める次世代自動車の割合を 2030 年までに 5～7 割とする目標を掲げています。

なお、2019（令和元）年度に実施した市民アンケート（P.38 参照）によると、市内のハイブリッド自動車の普及率は 24.6%、プラグインハイブリッド自動車は 1.2%、電気自動車は 0.6% でした。

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ ノンフロン製品を優先的に購入し、使用します。	●	●	●
	◇ 法律に基づき、フロン類の回収・処理に協力します。	●	●	
	◇ 市が取り組む地球温暖化対策についての提案や協力を行います。	●	●	
	◇ ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムに取り組みます。		●	
②	◇ クールビズやウォームビズに取り組みます。	●	●	●
	◇ こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らします。	●	●	●
	◇ 省エネの実施により、二酸化炭素排出量を削減します。	●	●	●
	◇ 省エネラベルを参考にエネルギー効率のよい製品・設備を選択します。	●	●	
	◇ 電化製品などの待機電力の削減をします。	●	●	
	◇ 屋上緑化や壁面緑化（緑のカーテンなど）に取り組みます。	●	●	
	◇ 雨水などを利用した打ち水を行い、冷房機器の使用を控えます。	●	●	
	◇ ESCO 事業、省エネルギー診断等の取り組みを行います。	●	●	
	◇ 定期的に、家庭のエネルギー使用量を見直します。	●		
	◇ 新エネルギー・省エネルギー機器や設備を積極的に導入します。	●	●	
	◇ 廃食用油のリサイクルに協力します。	●		
	◇ ISO14001、エコアクション 21 の認証取得に取り組みます。		●	
	◇ 省エネルギー型製品の開発、製造、販売を促進します。		●	
③	◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブを徹底します。	●	●	●
	◇ 外出時に公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。	●	●	●
	◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車を検討します。	●	●	
	◇ 従業員の通勤は、公共交通機関の利用や自転車、徒歩を推奨し、ノーカーデーの設定など意識啓発を行います。		●	

●用語解説●

※**ノンフロン製品**：フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。ノンフロン製品の目印として「ノンフロンマーク」がある。



関連する SDGs



【環境目標 6】環境教育・環境保全活動の推進

10 環境を知る・学ぶ・活動する

本市の各学校では総合的な学習の時間や、アカウミガメの産卵・放流観察会などを通じた環境教育・環境学習が実践されています。本市では今後も引き続き環境教育・環境学習や環境保全活動を推進し、市民が環境について知り、学び、活動する機会をつくります。

● 数値目標

環境指標	現状 (2018:H30)	中間目標 (2024:R6)	最終目標 (2029:R11)	関係部署
アースキッズ事業参加人数*	891 人	1,091 人	1,291 人	環境課
アカウミガメ産卵観察会参加者数	94 人/年	300 人/年	500 人/年	社会教育課
アカウミガメ放流観察会参加者数	165 人/年	300 人/年	500 人/年	社会教育課
磯の生物観察会・参加者数	32 人/年	40 人/年	50 人/年	社会教育課
青少年リーダー育成事業 「御前崎クエスト※」参加者数 (小学生)・リーダー数	参加者 27 人/年 リーダー 8 人/年	参加者 40 人/年 リーダー 15 人/年	参加者 50 人/年 リーダー 20 人/年	社会教育課
出前講座回数	0 回/年	5 回/年	10 回/年	環境課
CATV などを活用した情報発信 回数	1 件/年	2 件/年	4 件/年	環境課

*2008（平成 20）年度からの累計

① 環境教育・環境学習の推進

担当課

- ◇ 総合的な学習の時間などを利用し、学校における環境教育・環境学習を推進します。
- ◇ 環境学習のための施設やスペースを設けます。
- ◇ 環境に関する講演会や観察会などを開催します。
- ◇ 家庭での地球温暖化防止の取り組みを進める「アースキッズ事業」を推進します。
- ◇ 環境保全センターや浄化センターなどの見学を受け入れます。
- ◇ 県と連携して、地球温暖化防止推進員の人材育成を推進します。
- ◇ 市が主催する出前講座を行います。
- ◇ 市職員に対して環境に関する研修を実施します。
- ◇ アカウミガメや磯の生物の観察、マダいの放流体験などを活かして体験学習の機会を提供します。
- ◇ 国、県や市の指定天然記念物を知り、学ぶ機会を提供します。
- ◇ 青少年リーダー育成事業を通じ、磯の生き物観察や竹林整備など環境を知り、学ぶための体験学習の機会を提供します。

学校教育課

環境課
教育委員会環境課
上下水道課

環境課

社会教育課
農林水産課

社会教育課

●用語解説●

※御前崎クエスト: 予測することの難しい自然環境の中で、仲間と共に様々な体験を行い、生きる力（強さ、やさしさ、たくましさ）を養うための講座。小学生の部（小学 3～6 年生）、リーダーの部（中学生、高校生、大学生）があり、1 年間で里山保全活動、自然観察、キャンプ、干物づくり体験などを行う。

②環境保全活動の推進		担当課
◇ 市民一人ひとりが環境保全の責任を自覚し、自ら行動するよう啓発活動を行います。		環境課
◇ 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などへの支援を行います。		環境課 建設課
◇ 森の管理を体験的に学ぶため、青少年リーダー育成事業の一環として竹林伐採体験を実施します。		社会教育課
③環境情報の積極的な提供と環境情報拠点づくり		担当課
◇ 環境保全、公害、廃棄物などの情報をホームページや広報紙、CATVなどで提供します。		環境課
◇ エコアクション 21 環境活動レポートを公表します。		
◇ 各地区の環境情報を、ホームページなどで提供します。		
◇ 環境に関する資料の充実や情報の発信に努めます。		図書館
◇ 環境月間を活用し、環境についてPRを行います。		

● 市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 所有又は管理する森林や里山などを環境教育・環境学習の場として開放します。	●	●	
	◇ 自然観察会や体験教室などに積極的に参加します。	●		●
	◇ 日頃から家庭内で環境についての話をします。	●		
	◇ アースキッズ事業に参加します。	●		
	◇ 社員に対する環境教育・環境学習を行います。		●	
	◇ 環境教育・環境学習の講師を派遣します。		●	
	◇ 環境の取り組みの先進事業者の事例を事業活動に活かします。		●	
	◇ 事業所の緑地やビオトープを市民に開放するよう努めます。		●	
	◇ 事業所の環境保全への取り組みの公表に努めます。		●	
②	◇ 環境教育・環境学習に役立つ情報や資料を市民などに提供します。		●	
	◇ 日頃からエコライフを実践します。	●	●	●
	◇ 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などを積極的に主催あるいは参加します。	●	●	
	◇ 環境に関するボランティアやNPOの活動などに参加します。	●		
③	◇ ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得に取り組みます。		●	
	◇ 御前崎市の環境について自発的に発信します。	●	●	●
	◇ 図書館の環境情報を積極的に利用します。	●		●
	◇ 家庭や学校などで環境のことについて話し合います。	●		
	◇ 環境保全対策の取り組み状況などについて、環境報告書やホームページなどで情報公開します。		●	
	◇ 消費者のグリーン購入やごみの分別などに役立つ製品等の情報を提供します。		●	

事業者による環境保全に向けた取り組み事例

御前崎市環境基本計画に関するアンケート調査（2019 年度：令和元年度）によると、事業者が実施している取り組み事例として、地球温暖化対策、廃棄物の減量・環境美化、節水、環境情報の提供、自然環境・生活環境の保全、グリーン購入などがあげられました。

【地球温暖化対策】

- ・ 適正な空調温度の設定を行っている
- ・ 高効率の冷凍機やヒーターなどを選定している
- ・ 照明を LED 化している
- ・ デマンド管理システムを導入している
- ・ 事業所、工場の屋根、社員寮に太陽光発電設置を設置している
- ・ 太陽光発電用に工場と倉庫の屋根を貸し出している
- ・ 太陽光発電の土地の提供を行っている

【廃棄物の減量・環境美化】

- ・ 廃棄物の削減及び再資源化を推進している
- ・ 再資源化率 99%以上を達成している
- ・ 食品ロスを削減している
- ・ 地元から発生する食品ロスを肥料化している
- ・ 社員全員で工場周りのごみ拾い活動をしている
- ・ 定期的に草刈りを実施している
- ・ 地域の清掃・美化活動へ参加している
- ・ バス路線道路を対象とした道路のボランティアを募集し、清掃活動を行っている
- ・ リサイクル法に準拠した適正な処理の推進をしている

【節水】

- ・ 水道水の使用量の削減のため、井戸を掘り供給している
- ・ 節水活動により総配水量を削減している

【環境情報の提供】

- ・ 環境社会報告書を毎年発行している
- ・ ホームページを通じて情報公開をしている

【自然環境・生活環境の保全】

- ・ 植林を行い、環境の維持に努めている
- ・ 騒音規制を遵守している
- ・ 周辺環境に配慮した施工をしている

【グリーン購入の推進】

- ・ 事務用品や建設資材のグリーン購入をしている